

自動販売機設置に関する企画提案書の 公募について（公告）

一宮市立市民病院

一宮市立市民病院では、当院内における自動販売機の設置に関して企画提案書を募集しますので、お知らせします。

一宮市立市民病院自動販売機設置事業者募集要項

1 件 名 南館B棟1階救急外来機材庫の清涼飲料水等自動販売機の設置

2 設置場所 南館B棟1階救急外来機材庫 1台

3 申込者に必要な資格

- (1) 関係法令に基づき、履行場所において本件に適合する販売を適正に維持管理できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 国税、県税及び一宮市税の滞納がないこと。
- (5) この公募の日から審査結果発表日までの期間において、「一宮市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除命令を受けていないこと。

4 応募の主な条件

- (1) 使用許可期間 令和8年11月1日から令和11年10月31日まで
- (2) 行政財産目的外使用料 地方自治法第238条の4第7項、一宮市行政財産の目的外使用に係る使用料条例による
- (3) 販売手数料 販売売上高に対する病院への利益配分が十分にされること。
※年間額での提案の場合、提案書の中に参考売上額を明記すること。
- (4) 維持管理
 - ① 維持管理は設置事業者が行い、在庫・補充管理を適切に行うこと。
 - ② 設置事業者の責任で空き缶等は適切に回収・処分すること。
 - ③ 自動販売機の設置にあたっては転倒防止など安全に十分配慮すること。
 - ④ 自動販売機の故障、問い合わせ等に早急に対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- (5) 使用上の制限
 - ① 使用用途以外の使用をしないこと。
 - ② 使用許可財産を転貸し、又は使用权の譲渡をしないこと。
 - ③ 販売品目は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。

5 提案書及び添付書類等

- (1) 提出書類 ○ 申込者が法人・個人共通
 - ① 公募参加申込書（様式第1号）
 - ② 提案書（様式第2号）「様式第2号」に関係書類を添付し、必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表

に「提案書」と記入し提出すること。

- ・規格 A 4 判縦、横書きとする。
- ・書式については自由とするが、以下の項目は必ず提案すること。

- i 商品の補充及び容器の回収頻度等について
- ii 自販機の故障時の対応について
- iii 自販機の管理（メンテナンス）について
- iv 販売手数料（病院への支払額等）について
販売収入に対して支払う金額で、収入連動又は固定額、月払又は年払のいずれでも可。
- v 自販機の高さ、幅、奥行きが記載された図面等（カタログ、写真、現場における設置イメージ図を含む。必ずしも全台数分である必要はない。）
- vi その他、提案内容を説明するために必要な事項

○ 法人の場合

- ③ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 国税の納税証明書（その 3 の 3 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納の税額がないことの証明）
直近の 1 年度分
- ⑥ 県税の納税証明書（法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び自動車税に係る未納の税額がないことの証明）
直近の 1 年度分
- ⑦ 一宮市税の納税証明書（一宮市内に本社又は事業所がある法人の場合）
 - ア 一宮市法人市民税
直近の 1 年度分の納税証明書（滞納がないこと。）
 - イ 固定資産税（償却資産を含む。）
令和 7 年分の納税証明書（滞納がないこと。）

○ 申込者が個人の場合

- ③ 印鑑証明書
- ④ 国税の納税証明書（その 3 の 2 申告所得税、消費税及び地方消費税に係る未納の税額がないことの証明）
令和 7 年分
- ⑤ 県税の納税証明書（個人事業税及び自動車税に係る未納の税額がないことの証明）
令和 7 年度分
- ⑥ 一宮市税の納税証明書（一宮市民の方）
 - ア 一宮市市民税
令和 7 年度分（滞納がないこと。）
 - イ 固定資産税（償却資産を含む。）
令和 7 年度分（滞納がないこと。）
- ⑦ 身分証明書
破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出すること。
- ⑧ 登記されていないことの証明書
成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

※ 一宮市入札参加資格名簿に登録されている法人・個人は、③以降については提出が省略できる。

(2) 提出期限

○ 公募参加申込書

令和 8 年 9 月 28 日（月）までとする。

受付時間は、9時から12時まで及び13時から17時までとする。なお、土・日曜日、祝日は除く。

郵送の場合は、令和8年9月28日（月）17時必着とする。

○ 公募参加申込書以外の提出書類

令和8年10月7日（水）までとする。

受付時間は、9時から12時まで及び13時から17時までとする。なお、土・日曜日、祝日は除く。

郵送の場合は、令和8年10月7日（水）17時必着とする。

(3) 提出部数 ②は3部、他は各1部提出すること。

(4) 提出場所 一宮市立市民病院管理課総務人事グループまで持参又は郵送とする。

(5) 応募にかかる質疑

① 提出書類 質問書（様式第3号）

② 提出方法 「様式第3号」を電子メールの添付ファイルとして提出する。件名は「自動販売機設置質問書」とし、本文には送信者等を明記すること。本文には質問を記載しないこと。

※ 口頭や電話による質問は受け付けない。

③ 受付期間 令和8年9月29日（火）から9月30日（水）までとする。

④ 回答方法 質疑内容を整理したうえで、すべての申込者に電子メールにて回答する。ただし、電子メールで行う事ができない場合、別途回答方法を連絡する。

⑤ 注意事項 次の質問内容に対しては、いかなる場合であっても回答しない。

- ・申込者の一部又は全部が特定されるおそれがある質問
- ・申込者の名称、参加者数、販売手数料又はその他の情報で秘密として管理されている事項
- ・公募参加申込書に記載されている担当者以外からの質問
- ・その他、公正な競争を阻害するおそれがあるなど、公序良俗に反する質問

(6) その他 ・応募にかかる費用は、公募参加者の負担とする。

・申込みに際して提出した書類は返却しない。

・選定にあたり必要が生じた場合、他の書類の提出を求めることがある。

・提出書類の証明書等は、いずれも発行後3か月以内のものとする。（正本以外は複写したもので可）

・提出書類の様式第1号から3号までは、ウェブサイトからダウンロードすることができる。

6 設置業者の決定方法及び通知

提出された提案書及び添付書類を基に市民病院で審査の上、設置業者を決定する。

なお、審査結果は、令和8年10月9日（金）までに選定された設置業者に通知する。また、ウェブサイト上に設置業者を掲載する。

7 契約等手続き

選定結果の通知後に市民病院との間で契約を交わすとともに、自販機の導入及び保守管理の詳細について調整を行い、行政財産の使用許可等の必要な手続きを行う。なお、使用料は免除とする。

8 担 当

一宮市立市民病院管理課総務人事グループ

担当：五十川（イソガワ） TEL 0586-71-1911 内線 2011

Eメール kan-138@municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp

URL [https:// www.municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp/](https://www.municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp/)